

武蔵村山市協働事業提案制度

令和7年度実施事業評価報告書



令和8年7月

武蔵村山市市民協働推進会議

はじめに

武蔵村山市では、協働のまちづくりを推進するため、平成１７年度に『武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針』を策定し、平成１８年度には協働事業を進めるための手引として『武蔵村山市市民協働推進マニュアルーパートナーシップのまちづくりをめざしてー』を策定しました。

平成２０年度には、指針に掲げる市民協働の基本的な考え方を具体的実現するための第一歩として、「武蔵村山市市民協働まちづくり研究会」を設置し、その成果を『武蔵村山市市民協働まちづくり研究会報告書』にまとめ、研究会で抽出した諸課題を具体的に検討するために平成２１年度に「武蔵村山市市民協働推進会議」が設置されました。

協働事業提案制度は、平成２２年３月に武蔵村山市市民協働推進会議から報告を受け、武蔵村山市で事業の実施に向けた検討を行い、平成２３年度に創設された制度です。この制度により、平成２３年度から令和７年度までの間に延べ４３事業が協働事業として採択され、翌年度に事業が実施されています。本制度による事業の成果を今後の協働事業に生かし、より質を高めていくとともに、本制度の信頼性・透明性の向上を図ることを目的として、武蔵村山市協働事業提案制度令和７年度実施事業報告会を開催しました。

地域における様々な課題の中には、市民や地域で活動されている団体だからこそ見えてくるものもあると同時に、行政だけでは対応が困難な場合もあります。市政への市民参加を促進し、市民による地域の課題、社会的課題の解決につなげ、暮らしやすい武蔵村山市の実現のために、この「協働事業提案制度」は、引き続き重要な役割を果たしていくものと考えます。

令和８年７月

武蔵村山市市民協働推進会議

目 次

はじめに

1 協働事業提案制度の概要	 1
2 募集から事業評価までの経過	 1
3 事業評価	 2
4 令和7年度実施事業の評価結果	 3
5 令和7年度実施事業内容	 3

みんなの遊び場「むさむらプレーパーク」をつくろう

提案団体：一般社団法人W a l k

市担当課：子ども育成課児童館

資料編	 1 1
-----	-----------

- 資料1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱
- 資料2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿
- 資料3 令和6年度武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領
- 資料4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱
- 資料5 武蔵村山市協働事業提案制度令和7年度実施事業事業報告会・
翌年度実施事業プレゼンテーション実施要領



1 協働事業提案制度の概要

協働事業提案制度は、武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の営利を目的とせず社会貢献活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）の専門性や柔軟性等を生かした公益性の高い事業の提案を募集することにより、提案した団体が武蔵村山市（以下「市」という。）と協働して事業を実施することで、市政への市民参加の促進と市民活動団体の育成を図るとともに、市民による地域の課題、社会課題等の解決につなげ、協働による暮らしやすい地域社会の形成を目的とする制度です。

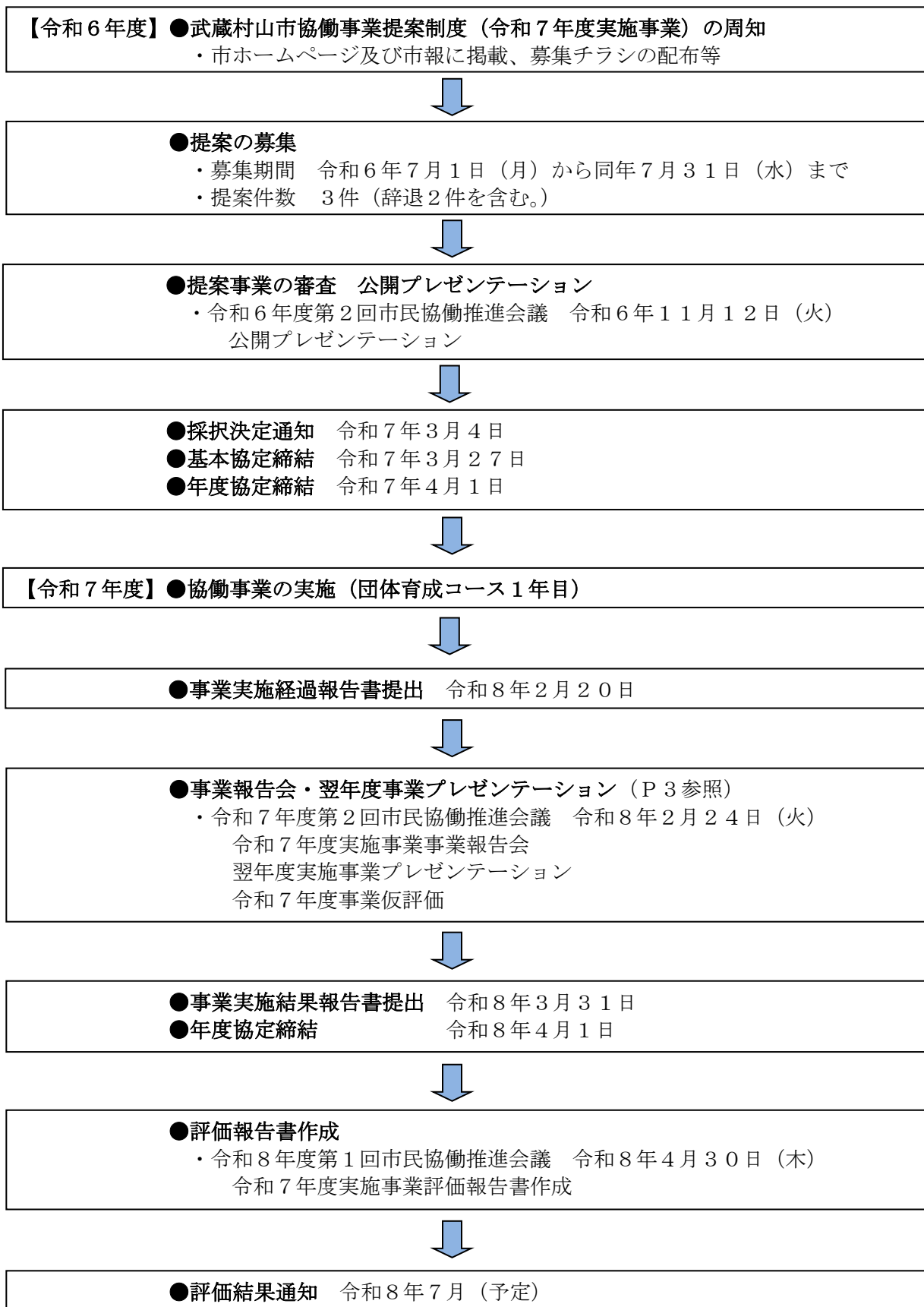
本制度の実施要綱に基づき、「団体育成型事業」（市民活動団体がその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性を有する事業であって、当該事業の目的を市と共有し共に達成するために、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図るものをいう。）と「市政参加型事業」（市民活動団体の企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性を有する事業であって、市民活動団体が単独で企画し、及び実施するものをいう。）の2つの区分で事業提案を募集しました。

「団体育成型事業」は、3年計画で事業を企画・提案し、1事業当たり3年間で180万円（単年度で80万円）を上限として補助金を交付します。また、「市政参加型事業」は1事業当たり20万円を上限として補助金を交付します。

「団体育成型事業」は、予算の議決を経て正式に採択された事業について、市と市民活動団体で事業目的、実施内容、役割分担等を明記した基本協定を締結し、市担当課と連携を図りながら事業を実施することになります。なお、補助金の交付を受けた市民活動団体は、事業実施年度ごとに事業報告を行い、当該事業の評価を受けることになります。

2 募集から事業評価までの経過

武蔵村山市協働事業提案制度令和7年度実施事業の流れは以下のとおりです。



3 事業評価

令和7年度実施事業の評価は、令和7年度第2回武蔵村山市市民協働推進会議において令和7年度実施事業事業報告会を行い、実施団体から提出された協働事業提案制度事業実施結果（経過）報告書及び協働事業自己評価書に対して、以下の評価項目について事業評価を行いました。

なお、令和7年度実施事業の最終的な評価は、令和8年度第1回武蔵村山市市民協働推進会議において、実施団体から事業期間の終了に伴い提出された実施結果報告書及び協働事業自己評価書と、令和7年度第2回会議において行った事業仮評価の内容を踏まえて行いました。

【評価項目】

(1) 目的・計画

地域や社会の課題に対応していたか
市民ニーズに対応していたか
事業計画は適切だったか

(2) 事業内容

実施方法は適切だったか
スケジュール管理は適切だったか
収支管理は適切だったか
事業の目的を達成することができたか

(3) 協働事業

関係者と目的を共有して協働することができたか
関係者との役割分担は適切だったか
関係者との協働により、相乗効果が生じたか
問題発生時等、関係者で共有し解決できたか

(4) 団体評価

企画提案能力や事業実施能力を高めることができたか
協働や連携の実績を生かした今後の展望があるか

(5) 協働事業の実施により得られた知見等

4 令和7年度実施事業の評価結果

令和7年度実施事業の事業評価は、以下のとおりです。

事業部門			団体育成型事業		
提案事業名			みんなの遊び場「むさむらプレーパーク」をつくろう		
提案団体名			一般社団法人W a l k		
担当課			子ども育成課児童館		
事業評価による得点 得点 a (満点 b) 【得点率 a/b×100】					
目的・計画	事業内容	協働事業	団体評価	協働事業の 実施により 得られた等 知見等	合計
114 点 (150 点) 【76.0%】	137 点 (200 点) 【68.5%】	132 点 (200 点) 【66.0%】	74 点 (100 点) 【74.0%】	35 点 (50 点) 【70.0%】	492 点 (700 点) 【70.3%】
主な意見等					
協働事業としてプレーパークを開催し、多くの参加者を集め、大きな事故等なく事業を実施したことは評価できる。また、子どもたちの主体性を重んじた自然遊びの提供や、子ども食堂との連携等を踏まえ、概ね良好に事業が実施されたと考える。加えて、不登校児童や引きこもりに対する支援につながる等、副次的な事業効果も認めることができる。 一方で、団体の事業実施スケジュールの管理や活動場所の限定性には課題が残る。特に、市担当課との連携が不十分であったことは、協働事業という事業の在り方上、改善が不可欠である。また、プレーパークの開催回数と開催場所が限定されていることから、事業の受益者が限定されることに対する懸念があるとともに、参加者のリピート率が低い点には不安を感じる。 以上の課題を踏まえ、次年度の事業展開では、市担当課との事業実施スケジュールの管理・共有の徹底や意見交換等の頻度増加を優先的にを行い、協働事業としての事業効果の増強に心掛けていただきたい。また、プレーパークの開催場所の拡大を検討し、必要に応じて市担当課と連携することを期待する。そのほか、親子の結びつきを深める活動の展開、不測の事態に備えた運営体制の整備、収益確保策の検討、雨天時でも実施可能なプレーパークの在り方、開催場所の拡大を目的としたむらタクの活用等、市民協働推進委員から様々な意見が寄せられたことから、検証と反省を繰り返し、事業効果を更に高めていただきたい。					

5 令和7年度実施事業内容

提案団体から提出された協働事業結果報告書は、次のとおりです。

みんなの遊び場「むさむらプレーパーク」をつくろう

提案団体：一般社団法人W a l k

市担当課：子ども育成課児童館

令和8年 3月 31日

武蔵村山市長 殿

実施団体名 一般社団法人Walk
所在地 東京都武蔵村山市本町 1-32-4
代表者職・氏名 代表理事 下河邊千草

協働事業提案制度事業実施結果（経過）報告書

令和7年度における協働事業 $\left\{ \begin{array}{l} \text{☑の実施が終了したので、その} \\ \text{☐について、} \end{array} \right.$ 年 月 日時点の } 結果を報告します。

実施事業名	みんなの遊び場「むさむらプレーパーク」をつくろう
実施日時（期間）	令和7年4月1日～令和8年3月31日
対象者（人数）	利用者：延べ460人（大人203人・小学生以上145人・未就学児112人）
実施事業内容	※ できるだけ具体的に記入してください。 ①会議打合せの開催 ・9月25日(木)・10月29日(水)・12月9日(火) ②プレーワーカー育成研修 ・5月11日(日) 国分寺冒険遊び場 視察 ・7月2日(水) 川崎 夢パーク 視察 ・7月26日(土) 立川冒険遊び場 視察 ・7月30日(水) 八王子冒険遊び場 zoom 研修 ・8月22日(金) 集合研修 おうちえんにて ・9月10日(水) 八王子冒険遊び場 視察 ・9月18日(木) ロープワーク研修 らいづか公園にて ③プレーパーク開催（来場者数） ・9月21日(日) らいづか公園（・大人約50人・小学生以上31人・未就学児17人） ・10月19日(日) らいづか公園（・大人約60人・小学生以上32人・未就学児19人） ・11月30日(土) らいづか公園（・大人約40人・小学生以上24人・未就学児26人） ・12月14日(日) らいづか公園（雨天中止） ・1月11日(日) 屋外体験広場（・大人約30人・小学生以上23人・未就学児26人） ・2月8日(日) らいづか公園（・大人4人・小学生以上18人・未就学児7人） ・3月8日(日) らいづか公園（・大人19人・小学生以上17人・未就学児17人）

事業の成果	※ 事業実施により課題がどのように解決したかを具体的に記入してください。 ①プレーパークを武蔵村山で開催する。 協働事業として様々な機関との連携をすることで、自団体の力以上の推進力を持って活動することが出来た。 ②最低限数のプレーワーカーを育成する。 既存のプレーパークの視察や講習を受け知識や意欲を兼ね備え、現場に臨むスタッフとプレーパークを定期開催することが出来、又これからも開催できると感じる。 ③プレーパークの認知を高める。 当日の参加が多いことから、定期的に開催することでLINE登録者や市報を見た方以外の公園近隣の方々にも周知されているとも感じる。 ④子ども・家庭支援につなげる。 保護者の方からお子様の発達や育児についてのご相談が数件あり、福祉サービスの利用につながる事例もあり、子ども食堂やフードパントリーの配布、非公式な福祉相談窓口として高いニーズを感じた。
今後の課題	ボランティア育成に努めボランティアを集めるための周知や募集にもより力を入れ、包括的に受け付けていきたい。 開催を重ねるごとに、新たな遊びや安全かつ効率的な運営や協力体制などが充実してきたので今後の事業展開にむけては、小規模での団地内公園での開催や、各種イベントへの出張プレーパーク開催で自己資金を確保するなども検討したい。 福祉ニーズや子育て世帯への相談窓口としての認知を高め、他のプレーパーク視察等を重ねながら、いつでも身近に利用できる、武蔵村山らしいプレーパークを模索したい。

(添付書類)

- (1) 協働事業自己評価書（第8号様式）
- (2) 協働事業提案制度収支決算書（第9号様式）
- (3) 協働事業の内容が分かるもの（チラシ・パンフレット、写真等）

(日本産業規格A列4番)

第8号様式（第18条関係）

（表）
協働事業自己評価書（団体育成型事業）《実施団体》

実施団体名	一般社団法人W a l k
実施事業名	みんなの遊び場「むさむらプレーパーク」をつくろう
担当課	子ども家庭部 子ども育成課児童館

目的・計画	自己評価（5段階評価）				
	高い ←————→ 低い				
地域や社会の課題に対応していたか	⑤	4	3	2	1
市民ニーズに対応していたか	⑤	4	3	2	1
事業計画は適切だったか	⑤	4	3	2	1
【自己評価の理由】 子どもの屋外活動や体験のニーズが高く、初回から98人（30家族）の参加があった。当初の狙い通り、子どもの障害や特性で遊びに行きづらいと感じていたご家庭の利用や、福祉につながっていない育児困難に直面するご家庭とのコンタクトも成果があった。「毎週開いてほしい」「平日も行きたい」など開催を増やしてほしいとの声もいただいた。研修や支出の規模間など、おおむね事業計画通りの進行ができた。					

事業内容	自己評価（5段階評価）				
	高い ←————→ 低い				
実施方法は適切だったか	⑤	4	3	2	1
スケジュール管理は適切だったか	5	④	3	2	1
収支管理は適切だったか	⑤	4	3	2	1
事業の目的を達成することができたか	⑤	4	3	2	1
【自己評価の理由】 9月にプレ開催を行い、事業の試行を行ったが、利用者が予想より多く、駐車場・遊び場や道具、スタッフの確保などスロースタートができないことが予想された。開催公園の設定では、市内の公園の巡回も検討していたが、周辺駐車場の確保や立木の有無など検討した結果、活用できる公園が限られた。初年度、人件費や備品購入のための支出が多くなることは見込んでいたが、寄付や中古品の活用、ボランティアの確保などで支出を抑える一定の努力ができた。初年度、①プレーパークを武蔵村山で開催する。②最低限数のプレーワーカーを育成する。③プレーパークの認知を高める。④こども・家庭支援につなげる。は、予定より高い成果で終わることができたと評価している。 特に、④では子ども食堂やフードパントリーの配布、非公式な福祉相談窓口として高いニーズを感じた。					

（日本産業規格A列4番）

(裏)

協働事業	自己評価（５段階評価）				
	高い ←————→ 低い				
関係者と目的を共有して協働することができたか	5	4	③	2	1
関係者との役割分担は適切だったか	5	④	3	2	1
関係者との協働により、相乗効果が生じたか	⑤	4	3	2	1
問題発生時等、関係者で共有し解決できたか	⑤	4	3	2	1
【自己評価の理由】 公園選定などで当初の巡回案から変更を検討してきたが、法人内の決定が遅れ、開催公園の調整が直前になってしまうことがあった。そのため、市庁内の調整にご尽力いただいた。市内の他のイベントとの調整等で予定変更もあったが、SNSや市報など広報の活用・ご協力により利用者には混乱なく開催を進めることができた。市報やボランティアセンターの機関紙等で子どもたちの笑顔を大きく広報いただくなどで、さらに新たな来場者・認知の確保につながった。					

団体評価	自己評価（５段階評価）				
	高い ←————→ 低い				
企画提案能力や事業実施能力を高めることができたか	⑤	4	3	2	1
協働や連携の実績を生かした今後の展望があるか	⑤	4	3	2	1
【自己評価の理由】 開催を重ねるごとに、新たな遊びや安全かつ効率的な運営や協力体制などが充実してきた。今後の事業展開にむけては、小規模での団地内公園での開催や、各種イベントへの出張プレーパーク開催で自己資金を確保するなど検討したい。 福祉ニーズや子育て世帯への事業効果、他のプレーパーク視察等を重ねながら、いつでも身近に利用できる、武蔵村山らしいプレーパークを模索したい。					

【協働事業の実施により得られた知見等】 ・他市同様に、プレーパーク開催へのニーズ・期待があることが分かった。 ・障害や特性のある児童の遊び場としても、事業提案のとおりニーズがあることが分かった。 ・関わるスタッフの経験や知見が活かされ、開催にむけた困難性（プレーワーカーとしてのスキルや準備）が、低く自信につながった。 ・利用料徴収が一般的でないなど自己資金の確保が難しい反面、子育て世帯への支援やこどもの居場所づくりなどの効果が高く、改めて公共性の高い事業だと認識できた。 ・潜在的な不登校児の早期発見の場にもなり日常的にこういった場をセーフティーネットとして必要とする声もあることが分かった。					
---	--	--	--	--	--

第8号様式（第18条関係）

（表）
協働事業自己評価書（団体育成型事業）《担当課》

実施団体名	一般社団法人W a l k
実施事業名	みんなの遊び場「むさむらプレーパーク」をつくろう
担当課	子ども家庭部子ども育成課児童館

目的・計画	自己評価（5段階評価）				
	高い ←————→ 低い				
地域や社会の課題に対応していたか	5	4	③	2	1
市民ニーズに対応していたか	5	4	③	2	1
事業計画は適切だったか	5	4	③	2	1
【自己評価の理由】 提案事業が採択され12月末時点でプレオープンを含め4回の実施に至った。 参加人数は概ね目標を達成したものと捉えるが、地域や社会の課題への対応及び事業計画については、今後の拡充を望む。					

事業内容	自己評価（5段階評価）				
	高い ←————→ 低い				
実施方法は適切だったか	5	4	③	2	1
スケジュール管理は適切だったか	5	4	3	②	1
収支管理は適切だったか	5	4	③	2	1
事業の目的を達成することができたか	5	④	3	2	1
【自己評価の理由】 事業内容については、目標に向けた取り組みや実施方法について概ね良好であったと思料するが一部スケジュール管理等今後の改善が望まれる。					

（日本産業規格A列4番）

(裏)

協働事業	自己評価（５段階評価）				
	高い ←————→ 低い				
関係者と目的を共有して協働することができたか	5	4	③	2	1
関係者との役割分担は適切だったか	5	4	③	2	1
関係者との協働により、相乗効果が生じたか	5	4	3	②	1
問題発生時等、関係者で共有し解決できたか	5	4	③	2	1
【自己評価の理由】 1 2 月末時点の実施において、特段の問題は起きていない。 また、子ども育成課児童館との相乗効果については、更なる検証が必要があると思料する。 なお、目的及び役割分担については、概ね適切に実施できた。					

団体評価	自己評価（５段階評価）				
	高い ←————→ 低い				
企画提案能力や事業実施能力を高めることができたか	5	4	③	2	1
協働や連携の実績を生かした今後の展望があるか	5	4	③	2	1
【自己評価の理由】 活動団体の発想や行動力は一定の評価に値するものであり、今後より協働の連携を強めることで更なる発展が期待できる。					

【協働事業の実施により得られた知見等】 協働事業実施１年目と言うこともあり、今後更なる検証を行う必要があると思料する。 事業内容については、今後の将来性は認めるものの、現時点では知見を深める段階にまでは至っていない。

第9号様式（第18条関係）

協働事業提案制度収支決算書

実施団体名 区分	一般社団法人Walk		実施事業名		みんなの遊び場「むさむらブレーパーク」をつくろう	
	予算		決算		差（予算－決算）	
収入	積算内訳	金額（円）	内訳	金額（円）	増減理由	金額（円）
提案制度補助金		600,000	提案制度補助金	600,000		0
寄付		200,000	寄付	200,000		0
自己資金		693,265	自己資金	344,987	支出額が予想を下回ったため	348,278
収入合計		1,493,265	収入合計	1,144,987		348,278
支出	積算内訳	金額（円）	内訳	金額（円）	増減理由	金額（円）
人件費	別紙参照	440,000	人件費	408,360	一部を無償ボランティアに依頼したため	31,640
交通費						
報償費	講師料 8回分	20,000	報償費	30,000	研修の依頼形式を変更したため	▲ 10,000
旅費						
印刷製本費	チラシ代	21,000	チラシ代	0	既存の資源を活用したほか、市報やSNSによる周知で代用できたため	21,000
燃料費	名刺代 170円×4L×10回	12,500 6,800	名刺代 燃料費	0	既存の資源を活用できたため	12,500
消耗品費	活動文房具代 別紙参照① 活動消耗品代 別紙参照② 飲料	47,177 405,377 11,976	活動文房具代 活動消耗品代 飲料	11,848 602,676	購入品を精査した結果、予定より経費節減に努めることが出来たため 購入金額の都合により、備品に計上していた購入品の一部が消耗品の区分になったため 飲料の配布は子ども食堂の事業として実施したため	35,329 ▲ 197,299 11,976
委託料						
賃借料						
通信費	携帯通信費	60,000	携帯通信費		購入しなかったため	60,000
保険料	イベント保険	195,120	イベント保険	499 40,764	消耗品を購入した際に配送料が発生したため 予算計上時から保険会社を変更した結果、安価になったため 購入しなかったため	▲ 499 154,356
備品購入費	パソコン	104,800	パソコン			104,800
	携帯電話	62,800	携帯電話			62,800
	テント	21,500	テント	25,960	物価高騰による値上がりのため	▲ 4,460
	ジップライン	24,999	ジップライン		購入金額の都合により消耗品の区分となったため	24,999
その他経費 （レンタル料）	ドリル	31,698	ドリル		購入金額の都合により消耗品の区分となったため	31,698
	丸のこぎり	27,518	丸のこぎり	19,580	安価で購入できたため	7,938
			工作室代	300	木材の購入にあたり、原材料の切り分けに必要となったため	▲ 300
支出合計			レーザーカット利用料	5,000	木材の購入にあたり、原材料の切り分けに必要となったため	▲ 5,000
		1,493,265		1,144,987		348,278

（日本産業規格A列4番）

資 料 編

資料 1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱

資料 2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿

資料 3 令和 6 年度武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

資料 4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

資料 5 武蔵村山市協働事業提案制度令和 7 年度実施事業事業報告会・
翌年度実施事業プレゼンテーション実施要領

○武蔵村山市市民協働推進会議要綱

平成 23 年 8 月 3 日

訓令（乙）第 120 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱（平成 23 年武蔵村山市訓令（乙）第 119 号。以下「実施要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定に基づき、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 推進会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）次に掲げるところにより市長が委嘱する者

ア 識見を有する者

イ 市民活動団体関係者

ウ 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会の代表者又は職員

エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員

オ 公募による市民（武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）

（2）協働推進部長及び企画財政部長の職にある者

（座長等）

第 3 条 推進会議に、座長及び副座長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 推進会議の会議は、座長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（任期）

第 5 条 第 2 条第 2 項第 1 号の規定により市長が委嘱する委員の任期は、委嘱の日の属する年度に採択された協働事業について、実施要綱第 19 条第 1 項の規定に基づく市長の評価が完了した時をもって満了とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則 (略)

○武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿（敬称略）

氏 名	選 出 区 分	備 考
田 中 敬 文	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号ア 識見を有する者	東京学芸大学教育学部研究員・ 非常勤講師
瀬 口 圭 志	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号イ 市民活動団体関係者	武蔵村山市自治会連合会
吉 澤 和 泉	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号イ 市民活動団体関係者	武蔵村山 NPO ネットワーク
酒 井 素 史	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号ウ (社)武蔵村山市社会福祉協議会 の代表者又は職員	(社)武蔵村山市社会福祉協議会 職員
米 光 彰 浩	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号エ 武蔵村山市商工会の代表者又は 職員	武蔵村山市商工会事務局長
大 野 美 奈 子	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
加 藤 智 子	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
末 木 文 仁	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
鈴 木 義 雄	会議要綱第 2 条第 2 項第 2 号 協働推進部長の職にある者	令和 8 年 4 月 1 日～
並 木 篤 志		～令和 8 年 3 月 31 日
雨 宮 則 和	会議要綱第 2 条第 2 項第 2 号 企画財政部長の職にある者	企画財政部長

令和 6 年度武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

1 趣 旨

この要領は、令和 6 年度に行われた武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱（平成 2 3 年武蔵村山市訓令（乙）第 1 1 9 号。以下「実施要綱」という。）第 4 条の規定に基づく提案について、実施要綱第 1 0 条第 2 項の規定により武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）が、当該提案事業の採択の適否の審査をするに際し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査委員は、推進会議の委員とする。

3 審査方法

(1) 書類審査

ア 審査の通則

提案団体は、実施要綱第 7 条第 1 項に定める書類を提出する。そのうち、氏名、住所、年齢その他個人を特定する事項を秘匿した上で、当該書類について審査する。

イ 審査基準及び方法

審査は、書類の内容について審査委員が別表に掲げる審査基準により各項目 5 点満点で評価する。

ウ プレゼンテーション審査対象事業の選定

前記イの規定により各審査委員が評価した点数を集計し、満点合計に対する評価点数の合計の比率が 5 割以上の事業である上位 1 0 団体を目安にプレゼンテーション審査対象事業として選定する。ただし、満点合計に対する評価点数の合計の比率が 5 割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、プレゼンテーション審査対象事業とすることができる。

エ 審査の実施条件

書類審査は、提案のあった事業の数が 1 0 を超える場合に実施し、提案のあった事業の数が 1 0 以下であった場合は、原則として書類審査は行わず、全ての事業をプレゼンテーション審査対象事業として選定する。

オ 選定結果の通知

書類審査を行った場合、推進会議は選定の結果を提案団体に通知するものとする。

(2) プレゼンテーション審査

ア 審査の通則

書類審査により選定された提案事業について審査する。

イ 審査方法

提案団体からの公開プレゼンテーション及びこれに伴う質疑応答を推進会議において行う。

ウ プレゼンテーションを行う者

- (ア) プレゼンテーションを行う者は、提案団体の代表者又はその関係者とする。
- (イ) 複数の団体により共同して提案された事業である場合は、当該提案団体の間で、プレゼンテーションを行う者を調整するものとする。

エ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、実施要綱第7条第1項に掲げる書類の内容に関する説明を行うものとし、当該事業と関連性のないもの及び他の事業などに対する賛否を表明することはできない。

オ プレゼンテーションの方法等

- (ア) プレゼンテーションは、事業ごとに行うものとする。
- (イ) プレゼンテーションごとに当該説明に対する審査委員の質疑を行うものとする。
- (ウ) プレゼンテーションの順序は、原則として実施要綱第4条の規定による提案の受付順とする。
- (エ) プレゼンテーションの時間は、一事業当たり15分以内とする。

カ 審査基準及び方法

別表に掲げる審査基準により、審査委員が各項目5点満点で評価する。

キ 採択すべき事業

前記カの規定により各審査委員が評価した点数を集計し、満点合計に対する評価点数の合計の比率が6割以上の事業とする。ただし、満点合計に対する評価点数の合計の比率が6割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、採択すべき事業とすることができる。

ク 審査結果

- (ア) 審査結果には、採択の適否についての理由を付するものとする。
- (イ) 審査結果には、採択に当たっての条件を付することができるものとする。
- (ウ) 審査結果の公表に当たっては、採択すべき順位を付するものとする。

ケ 審査結果の報告

推進会議は、前記クの規定による審査の結果について、市長に報告するものとする。

4 委任

前各項に定めるもののほか、武蔵村山市協働事業提案制度に基づく提案事業の審査について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

(別表)

審 査 項 目	審 査 基 準	配 点 基 準
抽 出 課 題	◎ 地域課題や社会的課題を捉えているか。 ◎ 市民のニーズを捉えているか。	十分に捉えている 5点 おおむね捉えている 4点 普通である 3点 あまり捉えていない 2点 全く捉えていない 1点
事 業 目 的 と 達 成 目 標	◎ 地域課題や社会的課題を解決するために、適切な事業であるか。 ◎ 実現可能な目標が設定されているか。	十分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
事 業 内 容	◎ 課題解決の手法は、妥当性、先駆性、独創性などがあるか。 ◎ 地域課題を効果的・効率的に解決する事業内容となっているか。	十分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
事 業 効 果	◎ 抽出課題に対応する効果が期待できるか。 ◎ 当該団体の成長や他の市民活動団体への相乗効果が期待できるか。	十分に期待できる 5点 おおむね期待できる 4点 普通である 3点 あまり期待できない 2点 全く期待できない 1点
実 施 体 制	◎ 事業を実施する上で必要な知識や経験を有した人員が確保されているか。 ◎ 課題解決に向け、地域等との必要な連携が図られているか。 ◎ 事業を実施する上で、適正な人員が確保されているか。	十分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
ス ケ ジ ュ ー ル	◎ 計画どおりの実施が可能であるか。 ◎ 設定した目標を達成できるような計画的なスケジュールが組まれているか。	十分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
協 働 の 意 義 と 必 要 性	◎ 地域の課題解決に向けた進展が期待できるか。 ◎ 提案団体と市の協働により、互いを補完し、互いの特性を発揮させる効果的な事業を行うことが期待できるか。(団体育成型事業のみ)	十分に期待できる 5点 おおむね期待できる 4点 普通である 3点 あまり期待できない 2点 全く期待できない 1点

協 役 割 分 担	◎ 提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。（団体育成型事業のみ）	十分に感じられる 5 点 おおむね感じられる 4 点 普通である 3 点 あまり感じられない 2 点 全く感じられない 1 点
継 続 能 力	◎ 提案した事業を継続していくために、団体の成長・自立を考えた中長期的な展望を持っているか。 ◎ 補助金に頼りすぎることなく、団体自ら資金や人材の確保に努めているか。 ◎ 将来的な事業継続の見込みは感じられるか。	十分に感じられる 5 点 おおむね感じられる 4 点 普通である 3 点 あまり感じられない 2 点 全く感じられない 1 点

(委員一人当たり 4 5 点満点)

○武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

平成 23 年 8 月 3 日

訓令（乙）第 119 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、市民活動団体から提案のあった協働事業の実施に関し必要な手続等を定めることにより、市政への市民参加の促進及び市民活動団体の育成を図るとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、協働による暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「市民活動団体」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 武蔵村山市内を主な活動範囲としていること。
- (2) 定款、規約、会則等を有し、かつ、会員名簿を備えていること。
- (3) 5 人以上の者で組織されていること。
- (4) 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にあるもの

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けているもの又はその構成員の統制の下にあるもの

2 この要綱において「協働事業」とは、団体育成型事業及び市政参加型事業であって、この要綱に定めるところにより武蔵村山市（以下「市」という。）から補助金の交付を受けて行うものをいう。

3 この要綱において「団体育成型事業」とは、市民活動団体がその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性を有する事業であって、当該事業の目的を市と共有し共に達成するために、

市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図るものをいう。

- 4 この要綱において「市政参加型事業」とは、市民活動団体の企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性を有する事業であって、市民活動団体が単独で企画し、及び実施するものをいう。

（推進会議の設置）

第3条 第10条第1項の規定による審査及び第19条第1項の規定による評価を行う機関として、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、市長の求めに応じ市民協働の推進に関し必要な事項を協議して、その結果を市長に報告するものとする。

- 3 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（協働事業の提案）

第4条 市民活動団体は、市長に対して、協働事業の実施について提案することができる。ただし、同一の市民活動団体が一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において2以上の協働事業を実施することとなる提案をすることはできない。

- 2 協働事業の実施についての提案は、市長が行う公募に応じて行わなければならない。

- 3 団体育成型事業の実施について提案しようとする市民活動団体は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 協働事業の実施期間終了後も、その活動を継続して行う意思を有していること。
- (2) 団体育成型事業の目的を十分に理解するとともに、他の市民活動団体が活動を行う上での好事例となり得ることも想定していること。

- 4 協働事業としてその実施について提案することができる事業は、第1号から第3号までのいずれにも該当する事業であって、かつ、第4号から第7号までのいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業
- (2) 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業
- (3) 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業
- (4) 市民の地域活動への参画が促進される事業
- (5) 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業
- (6) 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業
- (7) 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業

5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、同項の規定による提案の対象としない。

- (1) 現に協働事業として実施された事業と同一と認められる事業(同一の市民活動団体が実施したものに限る。)
 - (2) 営利のみを目的とした事業
 - (3) 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業
 - (4) 学術的な研究のみを目的とした事業
 - (5) 調査のみを目的とした事業
 - (6) 公の機関の補助により補助対象となっている事業
 - (7) 交流又は親睦のみを目的とした事業
 - (8) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
 - (9) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業
- (協働事業の期間)

第5条 協働事業の実施期間は、団体育成型事業にあつては三年度(前条第2項の規定による公募が行われなかった年度を除く。)にわたる期間とし、市政参加型事業にあつては一の年度にわたる期間とする。ただし、市政参加型事業については、当該事業を実施した年度の翌年度において、自主的な社会貢献活動のため、再度、同一の事業を実施しようとする場合には、一度に限り、市政参加型事業としての採択を受けることができる。

(事業の公募)

第6条 市長は、第4条第2項の公募をしようとするときは、あらかじめ、公募の期間、選考審査の基準その他公募に必要な事項を規定した募集要項(以下単に「募集要項」という。)を定め、これを公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提案の募集に当たっては、任意のテーマを定めることができる。

(提案の手続)

第7条 協働事業の実施についての提案は、次に掲げる書類(以下「応募書類」という。)を募集要項に定める期日までにボランティア・市民活動センター(以下「センター」という。)を経由して市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 協働事業提案制度提案書(第1号様式)
- (2) 協働事業提案制度企画書(第2号様式)
- (3) 協働事業提案制度収支予算書(第3号様式)
- (4) 提案団体概要書(第4号様式)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、募集要項に定める書類

2 前項の提案をしようとする市民活動団体は、あらかじめその内容についてセンターに相談を

した上で、募集要項に定める期日までに応募書類の案（次項において「応募案」という。）をセンターを経由して市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、応募案の提出があったときは、速やかにその内容を確認し、団体育成型事業の実施に係るものであるときは、当該提案に係る事業を担当する課（以下「担当課」という。）を定め、その旨を通知するものとする。この場合において、担当課は、当該応募案を提出した団体（以下「提案予定団体」という。）及びセンターと協議を行わなければならない。
- 4 提案予定団体は、前項の規定による提案内容の確認（団体育成型事業の実施に係る提案については、担当課及びセンターとの協議を含む。）が完了したときは、当該確認及び協議の結果に基づいて提案の内容を確定し、応募書類を作成するものとする。この場合において、担当課は、応募書類の作成に協力しなければならない。

（担当課の責務）

第8条 担当課は、前条第3項の規定により協議を行った団体育成型事業の実施に係る提案について、第10条第1項の規定による審査に協力するとともに、第11条第3項の規定により当該提案に係る事業が協働事業として採択されたときは、当該提案をした団体と連携し、協働しなければならない。

（提案の辞退）

第9条 第7条第1項の規定による提案をした団体（以下「提案団体」という。）は、やむを得ない事情により提案を辞退する必要があるときは、その旨を書面により市長へ提出しなければならない。

- 2 前項の書面の提出期限は、審査に係る推進会議が開催される日の7日前までとする。

（審査）

第10条 市長は、第7条第1項の規定による提案があったときは、推進会議にその内容を審査させ、当該提案に係る協働事業の採択の適否について報告させるものとする。

- 2 審査に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

（採択事業の決定）

第11条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは当該報告を尊重して、当該提案を受けた事業について、協働事業の候補とされるべき事業（以下「採択候補事業」という。）とするか否かを決定するものとする。この場合において、市長は、当該提案を受けた事業を採択候補事業としたときは、提案団体に対し通知するものとする。

- 2 前項後段の規定による通知を受けた提案団体及び担当課は、当該事業の実施に備えなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により採択候補事業とした事業について、その補助に要する予算が議会で議決されたときは、当該事業を協働事業として採択するか否かを決定するものとする。

(決定の通知)

第12条 市長は、提案を受けた事業について、前条第1項の規定により採択候補事業としなかったとき又は前条第3項の規定により協働事業として採択し、若しくは不採択としたときは、協働事業提案制度採択（不採択）通知書（第5号様式）により、提案団体に通知するものとする。

(協定の締結)

第12条の2 市長及び採択された団体育成型事業を提案した団体は、当該団体育成型事業の実施に当たり、事業目的、実施内容、役割分担等に関する協定を締結するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、提案団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第11条第3項の規定による採択の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。
- (2) 市民活動団体に該当しなくなったとき。
- (3) その他協働事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）として市長が適当でないと認めたとき。

(団体概要の変更等)

第14条 提案団体又は実施団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更届（第6号様式）を速やかに市長に提出し、推進会議において承認を受けなければならない。

- (1) 提案団体概要書の記載内容に変更が生じた場合
 - (2) 推進会議から、その実施する協働事業の内容について修正を要する旨の意見を受けた場合
- (事業の実施時期)

第15条 実施団体は、第11条第3項の規定により採択することに決定された協働事業の実施に関し、市が新たに予算措置を講ずる必要がある場合においては、市が必要な予算措置を講じた後でなければ、当該協働事業を実施してはならない。

(予算措置)

第16条 協働事業の実施に関し必要な予算は、協働推進部協働推進課が計上するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、募集要項に定める補助対象について、実施団体に対し、当該協働事業の実施に関する経費の補助として、別に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

(事業報告)

第18条 実施団体は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる書類をセンターを経由して市長に提出しなければならない。

- (1) 協働事業提案制度事業実施結果（経過）報告書（第7号様式）

(2) 協働事業自己評価書（第8号様式）

(3) 協働事業提案制度収支決算書（第9号様式）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 担当課は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、前項第2号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

3 実施団体は、市長又は推進会議から求められた場合は、事業実施年度の途中に事業の状況報告を行い、又は実地調査（団体育成型事業の場合に限る。）を受けなければならない。

4 推進会議は、当該年度における協働事業の実施が終了する前に、実施団体に協働事業提案制度事業実施結果（経過）報告書その他の必要な書類の提出を求め、及び実施団体の代表者又は関係者及び担当課の職員を会議に出席させて、説明の聴取をすることができる。この場合において、当該説明の聴取及びこれに伴う質疑は、原則として公開するものとする。

（事業の評価）

第19条 市長は、前条第1項の規定による書類の提出があったときは、推進会議の意見を聴いた上で、当該報告に係る協働事業の評価を行うものとする。

2 推進会議は、前項の規定による当該報告に係る事業の評価について求めがあったときは、前条の規定により提出された書類及び同条第4項又は次項の規定による説明の聴取の結果を踏まえ、市長に報告するものとする。

3 推進会議は、実施団体の代表者又は関係者及び担当課の職員を会議に出席させて、説明を聴取することができる。この場合において、当該説明の聴取及びこれに伴う質疑は、原則として公開するものとする。

4 評価に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

5 市長は、第1項の規定により評価を行ったときは、協働事業提案制度評価通知書（第10号様式）を実施団体に交付するものとする。

（公表）

第20条 市長は、各年度において、前年度に実施された実施事業の内容及び実施状況、前条の規定による評価の結果等を公表するものとする。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 （略）

第1号様式から第10号様式まで （略）

武蔵村山市協働事業提案制度令和 7 年度実施事業事業報告会・
翌年度実施事業プレゼンテーション実施要領

1 開催目的

実施団体から令和 7 年度協働事業の実施報告を受けて協働事業の成果を確認し、これからの協働に生かし協働の質を高めるとともに、翌年度以降に実施する協働事業の信頼性・透明性の向上を図ることを目的に開催する。

2 開催日時 令和 8 年 2 月 2 4 日（火） 午後 7 時から

3 開催場所 中部地区会館 4 階 4 0 1 大集会室

4 主 催 武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）

5 出席者 実施団体、市担当課、推進会議委員及び一般参加者（傍聴者）

6 事務局 協働推進部協働推進課

7 実施方法

- (1) 実施団体は、別に指定する時点を基準とした協働事業提案制度事業実施結果（経過）報告書、協働事業自己評価書及び協働事業提案制度収支決算書を作成するとともに、市担当課と調整の上、翌年度の事業計画として、協働事業実施スケジュール及び協働事業提案制度収支予算書を作成する。
- (2) 市担当課は、別に指定する時点を基準とした協働事業自己評価書を作成する。
- (3) 事務局は、実施団体及び市担当課が作成した書類を取りまとめ、出席者に配布する。
- (4) 実施団体及び市担当課は、協働事業提案制度事業実施結果（経過）報告書に基づき事業報告を行う。併せて、実施団体は、協働事業実施スケジュール及び協働事業提案制度収支予算書に基づき、翌年度実施事業についてプレゼンテーションを行う。事業報告の時間は 1 5 分以内とし、翌年度プレゼンテーションの時間は 1 0 分以内とする。
- (5) 報告会出席者との質疑応答を行い、推進会議は、適宜助言を行う。質疑応答の時間は 3 0 分程度とする。
- (6) 実施団体、市担当課及び一般参加者の退席後、推進会議で暫定的な事業評価を行う。

8 評価項目

(1) 目的・計画

地域や社会の課題に対応していたか
市民ニーズに対応していたか
事業計画は適切だったか

(2) 事業内容

実施方法は適切だったか
スケジュール管理は適切だったか

収支管理は適切だったか
事業の目的を達成することができたか

(3) 協働事業

関係者と目的を共有して協働することができたか
関係者との役割分担は適切だったか
関係者との協働により、相乗効果が生じたか
問題発生時等、関係者で共有し解決できたか

(4) 団体評価

企画提案能力や事業実施能力を高めることができたか
協働や連携の実績を生かした今後の展望があるか

(5) 協働事業の実施により得られた知見等

9 評価基準

各評価項目 1 点～5 点の 5 段階で評価を記入するものとし、評価の基準は別紙のとおりとする。

協働事業提案制度 評価基準

点 数	基 準
1	当初の計画・目標を大きく下回った。改善すべき課題が数多く、根本から見直す必要がある。
2	当初の計画・目標を下回った。不十分な内容であり、課題を解消していく必要がある。
3	おおむね当初の計画・目標どおりだった。一部に課題を残しており、今後の改善が望まれる。
4	当初の計画・目標どおりだった。今後は更なる工夫や改善により、より効果的に事業を実施していくことが期待される。
5	当初の計画・目標を上回った。事業を更に発展させ、より大きな事業成果を実現することが期待される。

「協働事業の実施により得られた知見等」の項目については、下記の基準で評価する。

項 目	基 準
協働事業の実施により得られた知見等	事業からの学びがあり、それを今後の活動に生かそうとする姿勢が感じられるか。 5 とても感じられる 4 感じられる 3 どちらともいえない 2 あまり感じられない 1 全く感じられない

武蔵村山市協働事業提案制度
令和 7 年度実施事業評価報告書

令和 8 年 7 月
武蔵村山市